

東京都飼養衛生管理指導等計画

令和 6 年 4 月 1 日
東京都 公表

はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 12 条の 3 の 4 に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度とする。
- (3) 法第 12 条の 3 の 3 に規定する飼養衛生管理指導等指針が変更された場合には、本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。また、都内における家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向又は本計画の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときも、同様とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 東京都の畜種別の飼養状況

- (1) 畜種別の飼養頭数及び状況、家畜衛生上の課題を設定するに当たり言及が必要な内容

都内の令和 5 年 2 月 1 日時点の飼養頭羽数は、乳用牛 1,494 頭、肉用牛 553 頭、豚 2,498 頭、鶏 9 万 3,743 羽、馬 1,353 頭である。また、飼養戸数は、乳用牛 45 戸、肉用牛 19 戸、豚 203 戸、鶏 376 戸、馬 54 戸である。1 戸あたりの飼養頭羽数は、乳用牛 33.2 頭、肉用牛 29.1 頭、豚 12.3 頭、鶏 249.3 羽、馬 25.1 頭であり、小規模経営が大多数であることが特徴である。

小規模経営においては、疾病発生予防の概念の不足、衛生設備の不整備、高齢化や労働力の不足等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であるが、農場ごとにリスクが異なることから、それぞれに応じた対応が必要である。

- (2) 家畜衛生上の課題解決に関連する関係者の範囲や状況

都には、東京都酪農業協同組合、TOKYOX 生産組合、東京しゃも生産組合、東京うこっけい生産組合などの生産者団体が存在し、日頃から会議等を通じて家畜衛生に関する最新の情報を共有する。また、産業動物獣医師及び東京都農業共済組合に、都が行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力を依頼するとともに、家畜の所有者等への飼養衛生管理基準の遵守指導について協力を要請する。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

- (1) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none">・ヨーネ病については、法 5 条に基づく定期検査及び臨時検査により摘発と侵入防止を図ってきた結果、平成 21 年 6 月を最後に都内において本病の発生は認められていない。・牛伝染性リンパ腫については、清浄農場が陽転する事例は近年ではないが、陽性農場内では感染が広がっている。都全体の感染戸数の陽性率は横ば	<ul style="list-style-type: none">・飼育者は農場内に入る際に、車両の消毒を実施していない、あるいは関係者が実施しているか確認していない事例が多く、車両を介して農場に病原体が持ち込まれる可能性がある。・畜舎毎に専用の靴の用意または消毒を実施し自己チェックされ対応しているが、常時遵守されていない状況も確認されることもある。成牛舎から免疫力の弱い育成

	<p>いである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視伝染病以外の疾病としては、子牛の下痢や乳房炎が散発している。 	<p>牛が集まる育成舎に病原体が持ち込まれる可能性があり、子牛の下痢などの流行が確認される場合がある。センサー稼働の車両消毒装置を設置している農場はない。</p>
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・業として飼養している農家はほとんどない無いが、展示施設での山羊においてヨーネ病の発生があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内で飼養されているめん羊・山羊は除草や愛玩用として飼養されている場合がほとんどであるため、飼養者の衛生意識が低い。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、都内養豚農家での発生はないものの、多摩地域で野生いのししの野外株感染が断続的に確認されており、養豚場での発生が危惧される。 ・研究施設での都外からの導入いのししで豚熱発生事例があった。 ・豚流行性下痢についても、都内養豚場での発生はないものの、近隣県で発生が確認されており、都内の侵入リスクが高い状況である。 ・オーエスキー病は清浄化達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内養豚農場は、豚熱ワクチンを接種しており、抗体は保有されている状況である。増加する愛玩豚へのワクチン接種は、知事認定獣医師も活用し、推進している。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、全国的に高病原性鳥インフルエンザが多発しており、都内養鶏場での発生も危惧される。野鳥や飼育鳥での陽性事例が確認されている。 ・ニューカッスル病について、毎年度、100羽以上の飼養農場に対し抗体検査を実施し、その検査結果に基づいてワクチン接種等の指導を行っている。近年、発生は認められていない。 ・鶏痘、マレック病について、小羽数飼養者、展示施設等で散発的に発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの国内発生を受け、養鶏農家では飼養衛生管理基準の遵守状況が改善されてきた。 ・家さんを対象動物とする獣医師が都内では限られており、小羽数飼養施設のワクチン接種を十分に行えない状況にある。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・都内で主要な伝染病の発生はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗馬クラブ等では不特定多数の者が出入りするため、消毒等について適切なマニュアルがない場合、病原体の持込リスクがある。競馬場では海外から馬を導入した場合は、着地検査により疾病の早期発見に努めている。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

(1) 指導等の実施において重視する事項及び基本的考え方

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準である。その遵守は、伝染性疾病の家畜への感染を防ぐ最も重要な予防対策となる。ひとたび特定家畜伝染病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶため、家畜の所有者にその旨の自覚を促す。

都は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図り、家畜

の飼養農場における過去の疾病の発生状況、家畜の飼養状況、家畜衛生上の課題等に即して、柔軟に飼養衛生管理基準の遵守を指導する。また、立ち入り時には家畜の所有者等との連絡体制を確認し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する。

令和6年度より、eMAFFを活用した飼養衛生管理支援システムが導入され、令和7年2月1日時点の定期報告より、本システム上で報告が可能になる。家畜の所有者等はシステムを活用する事で、自らのスマートフォンやパソコンから、いつでも自農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認でき、農場に合った飼養衛生管理の指導が受けられる。これまで飼養衛生管理基準の遵守が不十分だった項目は、牛飼養農場では、衛生管理区域への立ち入り者の記録と保管、車両消毒や車両を介した交差汚染防止対策、豚飼養農場では、衛生管理区域出入り時の車両消毒、各豚舎専用の服、靴の設置と履き替え、鶏農場では、衛生管理区域、畜舎に立ち入る時の手指の消毒、専用の服、靴の使用、野生動物侵入防止であった。各農場から提出された点検表に基づき家畜防疫員の立ち入り時にこれらの項目を含めた全ての基準の遵守状況についての確認と改善を指導していく。

(2) 市町村、生産者団体等との協働体制の構築

区市町村や生産者団体が主催する会議などに出席し、と畜場から収集した「と畜検査成績」や、産業動物獣医師から収集した「診療情報」を周知するなど、家畜衛生技術の普及に努める。

(3) 家畜衛生情報の周知方法

家畜衛生の普及啓発・向上を図るため、家畜衛生情報、検査・調査成績、家畜疾病発生状況等の情報を取りまとめ、毎月家畜保健衛生所の広報誌を発行し、農場、区市町村、獣医師、関係機関等に配布し、ホームページへの掲載を行う。緊急性が高い情報はメールや電話で周知をする。

(4) 生産性を阻害する疾病の低減

畜種別に各種伝染性疾病的抗体を調査することにより、伝染性疾病的の浸潤状況やワクチン接種状況を把握し、畜舎等の衛生環境・ワクチン接種状況・飼養管理状況等の聞き取り調査や抗体検査結果を取りまとめ、今後の防疫対策や衛生指導の基礎資料として活用する。また、牛においては血清成分分析や乳房炎の検査調査を行い、東京都農業共済組合や獣医師等へ結果を還元し、飼養給与や繁殖障害の改善や乳質改善の推進を図る。

(5) 動物用医薬品の適正な流通・使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に解決すべき課題となっている。

そこで、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師を対象とした東京都主催の講習会で適正使用について注意喚起し、動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう指導する。

また、都内産家畜畜産物の安全・安心を確認するため、畜産物中残留抗菌性薬剤物質等について検査するとともに、抗菌性薬剤の適正使用を獣医師や家畜の所有者等へ指導する。

(6) 野生動物への対策強化等に関する考え方

都は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、伝染性疾病的の清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の対策を総合的に推進する。

また、近年、国内へのアフリカ豚熱侵入リスクが高まっているため、発生に備え、関係機関と情報共有、体制構築を推進する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 飼養衛生管理者による自己点検の方法等についての指導方針

家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であり、家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾患の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾患のまん延を防止することについて第一義的責任を有している。これを踏まえ、飼養衛生管理者は、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成した衛生管理マニュアルに従い、少なくとも年 1 回以上の自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導を行っている。

また、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示している様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第 12 条の 4 による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準を維持しながら、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

第 1 回目の自己点検結果の確認は、牛農場にはヨーネ病の定期検査の機会を利用し第 2 四半期頃までに巡回する農場を対象とし、豚農場にはワクチン接種時に随時、100 羽以上飼養の鶏農場には HPAI シーズンと考えられる秋までにすべての農場を対象に巡回指導をすることとする。最近の国内の発生状況を考慮して豚、鶏を優先させるため、比較的管理が行き届いた馬飼養施設については、着地検査時の他、牛、豚、鶏の事業未実施の合間に随時対応することとする。この巡回指導で不十分と確認された項目は、家畜防疫員記入欄に改善措置の方法、期限等を記載したチェックシートを農場毎に手渡し、家保は写しを保管することで情報の共有を図っていく。改善実施の状況の確認は検査等で改めて巡回した時、軽微な内容については電話等により確認していく。訪問する機会がない農場の場合には、近隣農場の立ち入り時に対応する。なお、豚飼養農場については、近隣で野性イノシシでの豚熱陽性事例が確認されていること、アジア地域でアフリカ豚熱、口蹄疫が発生していることから、野生鳥獣の侵入防止対策は重要であり、都の補助事業を使ったネットの設置等の対策を実施している。家きん飼養農場には、鳥インフルエンザの発生シーズン前の 9 月頃から、重要 7 項目の点検による注意喚起を行い、現場への巡回指導は飼養羽数の多い農場から順次行う。

都は、飼養者による飼養衛生管理に関する自己点検記録を確認した結果、概ね遵守されているが病原体の侵入リスクが低いと家畜防疫員が認めた農場については立ち入りを不要とし、電話、写真、動画で代替できるものとする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも 1 回は、家畜防疫員が立ち入りを行う。

当該指導の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分であった場合等、衛生管理の改善が全く認められない場合は、法第 12 条の 5 に基づき、指導及び助言を実施する。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言する。

家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して行う。

この家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 1 週間(ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間。)とし、当該期間が経過した後、速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は原則 1 週間とし、当該期間が経過した後、速やかに勧告に係る措置がとられていることを確認する。

(2) 優先事項等の設定の考え方

都内では、野生いのししにおいて豚熱陽性が確認されていることから、養豚場の野生動物侵入防止対策と人や物を介した病原体の侵入防止対策を重点指導事項とする。また、近年は高病原性鳥インフルエンザが家きん、野鳥で多発しており、また、都内での飼育鳥、死亡野鳥の陽性事例も確認されていることから、1年を通して病原体は野外に存在するといった危機意識のもと防除対策に緩みのないよう、啓発する。

(3) 市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等を活用する場合の情報共有等の考え方

都は、生産者団体の会議や講習会への講師の派遣、共済組合に所属する獣医師との会議に出席し、最新の国内外の発生状況、侵入防止対策等の家畜衛生に関する積極的に情報を提供する。また、広報誌等を通じて迅速な近隣発生情報の提供と注意喚起を行う。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

都は家畜防疫対策要綱(平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通知)における別記 1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画を作成し、毎年公表する。

(1) 牛

- ・ ヨーネ病について、法第 5 条に基づき都内全地域の乳用牛及び肉用繁殖牛は 4 年ごとに、他県からの導入牛及び預託引揚還牛は随時検査を実施し、本病の早期摘発、淘汰によるまん延防止を図る。また、「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づき、患畜の発生があった場合はその農場について、法第 51 条により定期的、継続的な検査を実施し、清浄化を推進する。
- ・ 「監視伝染病のサーベイランス対策指針」の発生予察の対象疾病であるアカバネ病の抗体の動向を定期的に調査するとともに、検査結果に基づき適切な予防接種の指導等を行い発生予防に努める。
- ・ 法第 5 条に基づき、牛海綿状脳症(BSE)検査を実施し、本病の疫学情報の収集、清浄性の確認等を行う。
- ・ 牛伝染性リンパ腫の発生予防及びまん延防止のため、法 5 条検査時の残血清を用いた抗体検査や預託牛等を対象に抗体検査を実施し、抗体陽性農場及び陽性個体を把握し、「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」に則り、農場内感染拡大防止及び侵入防止対策を指導し、清浄化を推進する。
- ・ 牛ウイルス性下痢(BVD)の抗体検査を実施するとともに、感染源となる BVD ウイルス持続感染牛(PI 牛)摘発のための検査を積極的に実施し、PI 牛の早期とう汰の奨励と適切なワクチン接種を指導する。また、まん延防止のため、預託前の牛の検査を実施し、陰性牛のみ預託に出すよう指導する。

(2) 豚

- ・ オーエスキー病は、平成 24 年度には清浄化を達成した。今後とも「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき抗体検査を継続実施し、全農場の清浄性維持の確認と侵入防止に努める。

- ・豚熱については「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚飼養農家に対する飼養衛生管理基準の遵守の指導とともに、立入検査及び抗体検査による浸潤状況確認調査を実施する。また、関係団体の協力を得ての野生いのししの検査を実施する。と畜場における交差汚染防止対策について、公衆衛生部局や、と畜場関係者と協力し実施する。野生いのししに対しては捕獲とサーベイランスの強化及び野生いのししの経口ワクチン散布を実施する。
- ・令和元年12月に都が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されたことから、ワクチン接種を開始した。繁殖豚については、概ね4回接種を終了し、新たに娩出した離乳子豚への接種が主となっており、随時適期の実施に努めている。養豚農場では北海道からの導入事例は、ないことからワクチン未接種導入豚はない。愛玩豚については、ワクチン未接種豚の導入事案が確認されることから飼養衛生管理者に接種済豚の導入を指導、速やかにワクチン接種をするように働きかけている。
- ・アフリカ豚熱については「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚飼養農家に対する飼養衛生管理基準の遵守の指導とともに特定症状の有無を確認する。また、死亡している野生いのししについてはPCR検査を実施する。
- ・豚繁殖・呼吸障害症候群、豚マイコプラズマ肺炎、豚胸膜肺炎等抗体検査を実施し、抗体陽性農場の状況監視及び抗体陰性農場の清浄性維持に努める。

(3) 鶏

- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの早期発見、通報の徹底を図るため、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づくモニタリングに加え、法第5条による発生予察検査及び法51条による立入検査を実施するとともに、防鳥ネットや消毒槽の設置等、飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を指導する。また、万が一の発生に備えた危機管理体制の整備、防疫要員の確保等、本病の発生予防、まん延防止対策の推進に努める。
- ・ニューカッスル病等の抗体調査を実施し、ワクチン接種の励行と適切な接種方法を指導する。

(4) 馬

- ・馬伝染性貧血検査は、家畜防疫員が必要と認めた場合には、法第5条に基づき臨時検査を実施する。

(5) 蜜蜂

- ・転飼養蜂業者については法第5条による腐蛆病検査、定飼養蜂業者については、必要に応じて法第51条による立入検査を行い、各種蜜蜂の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に努める。

(6) めん羊・山羊

- ・18ヶ月齢以上の死亡めん羊及び山羊について「伝達性海綿状脳症検査対応マニュアル」に基づくTSE検査を実施する。

(7) 畜種に限らず以下の情報については、毎月、または緊急時に発行する広報誌等で飼養者に情報提供する。

- ・各種サーベイランス情報:①実施目的、②結果③結果に対する分析④感染リスクの評価
- ・病性鑑定情報:①疾病名②畜種③発症日④症状、経過⑤家保の対応⑥結果⑦飼養衛生管理上の問題、注意点⑧対処すべき事項
- ・と畜検査成績(豚のみ):①病変の頻度②農場ごとの病変の頻度③病変ごとの飼養衛生管理上の問題、注意点④対処すべき事項

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの点検及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の明確な表示 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・畜舎の入り口における靴の交換又は消毒 	<p>① 多摩地域 年度当初から継続的に対策を進める。</p> <p>② 区部・島しょ 畜産農家が少ないため、多摩地域の指導を優先的に実施しているが、随時、対策を推進してゆく。</p>	<p>農家への立ち入り時に、チェックシートを使い、現状を確認しながら、対応不十分な項目に改善対策を追記する。不遵守事項があった場合は、改善措置等を追記し、追記したチェックシートを手渡す。数回指導しても改善が認められない場合は、指導・助言文書を交付する。</p> <p>重点指導項目の改善を優先的に指導する。その他の項目も徐々に体制を整えるよう指導する。</p> <p>愛玩など、畜産業者以外の飼養者には当所から定期的に送付している広報誌を活用し、基準の遵守について周知する。</p>
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの点検及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の明確な表示 ・記録の作成及び保管 ・適切な飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネットの等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 	<p>① 多摩地域 野生いのししが生息しており、繰り返し巡回指導、情報提供を行う。年度当初から継続的に対策を進める。</p> <p>② 区部・島しょ 野生いのししの生息がなく、畜産農家も少ないが、随時対策を推進してゆく。</p> <p>③ 増加傾向にある愛玩飼育者には、随時実施している豚熱ワクチン接種時に指導を行う。また、SMS を利用し迅速な情報提供を行う。</p>	<p>農家への立ち入り時に、チェックシートを使い、現状を確認しながら、対応不十分な項目に改善対策を追記する。不遵守事項があった場合は、改善措置追記し、追記したチェックシートを手渡す。数回指導しても改善が認められない場合は、指導・助言文書を交付する。</p> <p>重点指導項目の不遵守について、優先的に指導する。</p>
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの点検及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適明確な表示 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び 	<p>① 多摩地域 区部に比べ、畜産農家が多く、また野生動物が多く生息しているため、年度当初から積極的に実施する。</p>	<p>農家への立ち入り時に、チェックシートを使い、現状を確認しながら対応不十分な項目に改善対策を追記する。不遵守事項があった場合には、改善措置を追記し追記したチェックシートを手渡す。数回指導しても改善が認められない場合は、指</p>

	畜舎毎の専用の靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネットの等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報	② 区部・島しょ 畜産農家が少ないが、野鳥は飛来することから、随時対策を推進してゆく。 ③愛玩、教育機関等の少羽数飼養者には、電話連絡、資料配布等による指導を優先的に行い、巡回指導は必要に応じて行っていく。	導・助言文書を交付する。 重点指導項目の不遵守について、優先的に指導する。
馬	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの点検及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の明確な表示 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒	着地検査時を活用しを確実に実施する。他の所有者には随時実施する。	都内の馬飼養施設は、乗馬クラブ、大学乗馬部及び競馬場であり、不特定多数の者が出入りする施設であることや趣味や娯楽、スポーツの場でもあることから、各施設の実状に応じた衛生対策を施設管理者等に指導する。

2 各年度の優先事項等

年度	優先事項等
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 国内で発生している豚熱及び高病原性鳥インフルエンザを念頭に、豚及び鶏の畜産農家に対し、以下について重点的に指導を行う。 畜舎数に応じた手指消毒設備の設置または手袋等を用意し、更衣の際に交差汚染を防ぐ手順を実践 野生動物対策として、畜舎周辺の整理整頓、除草、防鳥ネットの破損時の点検、速やかな修繕を実施 ウインドレス畜舎では、除糞ベルト等開口部から野生動物侵入防止のためカバー等設置及び日常点検を実施 新たに飼養衛生管理基準で設定された項目について、畜種に関わらず、指導を行う。 畜産農家及び野生動物の生息が多い多摩地域について、重点的に指導を行う。
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 東京都や近隣県及び国内の伝染性疾患の発生状況を踏まえ、当該疾患の発生・まん延予防に必要とされる措置について、対象となる家畜の指導を重点的に行う。 区部及び島しょ部の畜産農家の指導を積極的に行う。
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 過去の指導状況から十分な対応が行われていない項目について家畜の種類にかかわらず指導を行う。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

家畜伝染病発生時に死体の埋却地を確保できない飼養者がいるが、殺処分等の防疫措置の開始が遅れないように、都は一時的に保管するための防疫バックを準備している。都内においては想定している埋却地が使用できない場合も想定されることから、移動式レンダリング装置や焼却施設等の利用について事前に準備を行っている。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

都は、家畜の所有者等の事業実施主体が特定家畜伝染病の侵入を防止するために必要な設備等に要する経費の一部を補助する(令和2年度～令和6年度)。また、都は家畜の慢性伝染性疾病(ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫)の防疫推進計画の作成と淘汰、計画的・組織的に実施する動物用ワクチン接種(牛のアカバネ病牛ウイルス性下痢)事業に係る経費の一部を支援する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

都における獣医職の採用は、近年、採用枠を満たさない状況である。そのため、家畜保健衛生所で行われている獣医系の大学生を対象とした研修生の受け入れは、公務員獣医師や畜産分野の獣医師への就業の動機付けとなっていると考えられ、今後も積極的に学生研修の受け入れを行っていく。

都の獣医職の中で家畜伝染病予防法に基づき任命される家畜防疫員は、家畜衛生部局(食料安全課、家畜保健衛生所)の職員として専任で従事している。一方、家畜衛生部局以外(公衆衛生部局等)では、と畜場や島しょ地区での家畜伝染病発生時の初動加防疫対応のための家畜防疫員として任命しており専任従事ではない。

家畜衛生部局では職場内 OJT や農林水産省主催の各種研修会の受講により家畜防疫員としての知識と技能を習得する。一方、公衆衛生部局の獣医職に対しては家畜衛生関連の講義の実施や、島しょ地区の家畜防疫員には、年に一度鳥インフルエンザ初動対応に則した講義・実技の研修会を家畜保健衛生所において行う。

他県においては非常勤職員として民間獣医師を家畜防疫員として任命している例があるが、都においては人事の制度上、非常勤職員を家畜防疫員に任命していない。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

都は、飼養衛生管理者の選任について、次の①から③までの条件を提示する。

- ① 衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を選任すること。
- ② 衛生管理区域ごとに、それぞれ飼養衛生管理者を選任すること。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質上、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準の遵守に支障がない場合には、この限りでない。
- ③ 衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により報告すること。飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域がある場合は、速やかに選任すること。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

都は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下①～④の研修を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導するとともに、所有者自身も参加することを推奨する。なお、研修会の参加の他、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内(特に都内)における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 都の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

都は、必要に応じて、広報誌、電話、メール等を活用し、家畜の所有者等に対し、以下の情報を直接提供する。

① 平常時

国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾患の発生状況の調査に関する事項等

② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時

当該疾患の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

III その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 命令違反者の公表について

都は、法第 12 条の6第3項及び第 34 条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかにホームページ等で公表するとともに、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県畜産課 ・栃木県畜産振興課 ・群馬県畜産課 ・埼玉県畜産安全課 ・千葉県畜産課 ・東京都食料安全課 ・神奈川県畜産課 ・新潟県畜産課 ・富山県農業技術課 ・石川県農業安全課 ・福井県生産振興課 ・山梨県畜産課 ・長野県畜産課 ・静岡県畜産振興課 	既存	各県の持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各都県における家畜衛生に関する諸課題について ・国への質問・要望事項について
都県境家畜防疫推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都家畜保健衛生所 ・神奈川県県央家畜保健衛生所 ・山梨県東部家畜保健衛生所 	既存	持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・都県における家畜衛生に関する諸問題について
都県境家畜防疫推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都家畜保健衛生所 	既存	持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・都県における家畜衛生に関する諸問題について

畜防疫推進協議会	・埼玉県中央家畜保健衛生所 ・埼玉県川越家畜保健衛生所			ついて
HPAI対策 区市町村 担当者会 議	・総務局総合防災部防災管理課 ・環境局自然環境部計画課 ・産業労働局農林水産部食料安全課 ・都内区市町村の畜産主管課	既存	総務局 総合防 災部	・都における家畜衛生に関する諸課題につ いて ・高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応 について

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

都は、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

その際、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。なお、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として勧告は1週間、命令は3日間とする。

また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

都と近接している埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県で特定家畜伝染病が確認された場合、家畜保健衛生所長は、その疾病の対象家畜の飼養者に対し、緊急点検や注意喚起、消毒等指導する。また、感染が拡大される場合には、家畜伝染病予防法による消毒を命令する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

展示施設、観光牧場及び愛玩動物については、それぞれの飼養環境及び形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導する。

(1) 展示施設及び観光牧場

- ・ 病原体の持込み及び持出しを防止するために、次の①～⑦の内容について、規則を作成するよう指導する。
 - ① 衛生管理区域の設定
 - ② 入場者への協力依頼
 - ③ 入場車両の消毒
 - ④ 入場者の消毒
 - ⑤ 家畜の健康観察の実施
 - ⑥ 異状確認時の通報ルール作成
 - ⑦ その他
- ・ 鶏等及び豚等については、夜間など従業員の目が行き届かない際は畜舎に収容させる等により、野生動物との接触を避けるよう指導する。
- ・ 飼養鳥については、公衆衛生部局の担当となるため、連携して指導を進めていく。

(2) 愛玩動物

- ・ 飼養に係る用途にかかわらず、家畜伝染病予防法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守

する義務があることから、これを遵守するよう指導する。

- ・ 特定症状が確認された場合の早期通報について指導する。

※ 愛玩豚に関しては、都内で野生いのししで豚熱発生が認められることから、以下についても指導する。

- ① 室内飼育を基本とし、屋外を歩かせること等は避けること。
- ② 肉製品を含んだ食品循環資源に係る基準を遵守すること。
- ③ 豚熱ワクチンを適切な時期に接種をすること。

- ・ 愛玩豚については、都内の飼養頭数が増加傾向にあるため、適期に豚熱ワクチンが接種できるよう、知事認定獣医師制度の活用を推進していく。